

収入印紙

4,000 円

(第 7 号)

## 提携機関契約書

(甲) 公益財団法人 日本数学検定協会

(乙) 提携機関名

甲と乙は、甲の行う実用数学技能検定（以下「数学検定」という。）を実施運営するにあたり、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(目的)

第 1 条 本契約は甲が実施する検定事業に対し、甲乙互いに協力し広く数学検定を普及させ、算数・数学を楽しく学習する人づくりに貢献することを目的とする。

(提携会場の機関の指定)

第 2 条 甲は、乙を提携会場の機関に指定し、甲の数学検定の運営を乙に委託する。ただし本契約は乙に地域の独占契約を与えるものではなく、甲または甲と契約を交わした第三者による検定事業の普及活動を妨げるものではない。

(提携会場の設置)

第 3 条 乙は、数学検定実施にあたり、一般の受検者が受検できる会場を、甲が定める基準により設置する。乙は検定日当日に、数学検定の実施の公平を期すため、甲の定める基準で会場運営を行うものとする。

(検定問題の送付・保管)

第 4 条 甲は、乙が設置した会場で受検をする受検階級別受検者数の検定問題を、甲があらかじめ定めた期日までに乙に送付する。数学検定実施時に使用する検定問題が乙に届いた際、乙はこれを漏洩しないよう厳重に保管し、甲から指定された日に取り出して問題部数等を確認する。数学検定実施時に使用する検定問題の部数の不足や申し込んだ階級の検定問題が入っていない場合、乙は速やかに甲に連絡し、甲は甲の責任において、当該不足等に対処する。

(検定問題の開封・開示の禁止)

第 5 条 乙は、数学検定実施時に使用する検定問題を、甲の指定する日時よりも前に開封・開示してはならない。ただし、検定問題以外の検定時に使用する資材については、甲の指定する方法によって取り扱うものとする。

(検定問題の転用の禁止)

第 6 条 乙は、数学検定実施時に使用する検定問題を複写し、これを他に転用してはならない。

(機密情報の使用制限)

第 7 条 乙は、本件の業務にあたって、媒体の形式を問わず、甲から提供・開示された情報及び資料並びに本件業務から得られた結果その他の成果物（以下、「機密情報」という。）を、本件業務の遂行以外の目的に一切使用してはならない。

(乙の機密保持義務)

第 8 条 乙は、機密情報を、秘密に保持し、甲の事前の書面による承諾のない限り、これを第三者に一切開示・漏洩してはならない。乙は、甲が開示する機密情報が機密性を有することに配慮し、提供された機密情報を自らの機密情報を扱うのと同様以上の注意義務をもって保持、管理しなければならない。甲の請求があった場合、本件業務が終了し、

機密情報を所持する必要がなくなった場合、または本契約が期間満了もしくは合意解約その他の事由により終了した場合には、乙は直ちに提供された機密情報を化体した資料、図面その他の文書、記録媒体その他の有体物（それらの複製物を含む）を返却または甲の指示に基づき破棄または、消去しなければならない。前条の規定に係らず、甲が乙に開示した機密情報が以下のいずれかに該当することを乙において証明したものについては、その証明と同時に機密情報から除外されるものとする。

- ①開示を受けた時に既に公知、公用の情報。
- ②開示後乙の責によらず公知、公用となった情報。
- ③開示を受けた時に既に知得していた情報。
- ④開示を受けた後、正当な権限を有する第三者によって守秘義務を負うことなしに入手した情報。
- ⑤法令または所轄官庁の通達により公に開示することが義務づけられた情報。
- ⑥乙が、機密情報とは無関係に開発、創作した情報。
- ⑦甲が乙に対して機密情報から除外されることを通知した情報。

（甲の機密保持義務）

第9条 甲は、乙に本件業務を委託する上で知り得た乙の情報を秘密に保持し、これを第三者に一切開示・漏洩してはならない。なお、甲に対する機密情報の規定は第7条及び第8条の規定の甲乙を読み替えて準用するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 本件業務を行うにあたり、甲乙ともに個人情報の適正な取り扱いを定めた「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守しなければならない。

（検定日当日の運営）

第11条 乙は、あらかじめ定められた検定日に、甲の指定した開始時刻及び開始に係る諸条件並びに甲の別に定める「実施要項」に基づいて数学検定を実施・運営する。

（管理監督の義務）

第12条 乙は、検定時間中、替え玉受検やカンニングなどの不正を防ぎ、受検者の管理監督を厳格に行う。

（解答用紙の返送）

第13条 乙は、検定終了後、解答用紙を回収し、誤りがないかを確認のうえ、速やかに甲の指定する期間内・場所に返送するものとする。ただし自然災害その他の避けることができない事由が発生し、甲の指定する期間内に解答用紙の返送が困難な場合は、乙は速やかに甲に連絡し甲の指示を仰ぐものとする。

（検定の再実施）

第14条 乙が実施した検定の解答用紙が、自然災害その他避けることができない事由が発生し、甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由により甲に到着しない場合は、甲は乙に再度検定を実施することを要請することができるものとする。この場合の検定料は甲の負担とする。

（検定料の徴収）

第15条 検定料の徴収は、甲が行う。ただし、状況により乙が検定料を徴収する場合は本条第2項、第3項のとおりとする。

2 乙が受検者から検定料を徴収する場合は、甲の指定する期日（前納）までに甲の指定する金融機関の口座に支払う。この場合の振込手数料は乙の負担とする。検定問題の発後後に検定料の不当な未払いが確認された場合、甲は採点を行わない。

3 乙が納入した検定料は、甲の責に帰すべき事由がある場合を除き、受検者に返還しない。

(委託手数料の支払い)

第 16 条 乙が受け入れた受検者数に応じ、甲は乙に対して検定料の 20% を委託手数料として支払うものとする。支払い方法は乙の指定した金融機関の口座への現金振込とする。この場合の振込手数料は甲の負担とする。

(受検者の追加・変更)

第 17 条 受検者人数の確定後に受検者として予定していた者に加えて受検者を追加する場合、または受検者を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(変更連絡)

第 18 条 甲及び乙は、本契約に記載された法人名、代表者名、住所、電話番号等に変更があった場合は、書面で速やかに相手方に通知する。

(契約期間)

第 19 条 本契約の有効期間は本契約を締結した日から 1 年とする。ただし、期間が満了する 1 箇月前までに、甲乙いずれからも契約終了の文書による意思表示がなされないときは、本契約は自動的に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(業務の遂行)

第 20 条 甲乙双方は、数学検定実施について、誠意をもって遂行するよう努めるものとし、乙の数学検定の遂行にあたり支障が生じる場合、甲と乙は、双方誠意をもって協議のうえ、これを解決する

(再委託)

第 21 条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。ただし、甲乙が協議のうえ、甲が書面による再委託の許可をした場合に限り、乙は本件業務の再委託をすることができる。

2 前項の規定により乙が再委託をする場合は、乙は再委託先に対して本契約に定める条件と同等以上の義務を課し、管理しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第 22 条 甲又は乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する従業員、理事・取締役又はこれらに準ずる者、執行役員又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 本業務が完了し代金の全額の支払いが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(契約の解除)

第 23 条 甲または乙において、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、相手方は何らの催告なくして本契約を解除できるものとする。

- ① 本契約の規定に違反し、相当の期間を定めて是正を催告しても是正されない場合。

- ②料金の支払いが契約どおり行われない場合。
  - ③甲または乙が解散の手続きをしたとき。
  - ④甲または乙が社会的な責任を行使できない客観的な事態が生じたとき。またはその恐れがあると認められる相当の事由によって甲または乙のいずれかが本契約の解除を申し入れたとき。
  - ⑤甲または乙において、災害その他、避けることができない事由が発生し、契約の履行が困難であると相手方が認めたとき。
  - ⑥「個人情報の保護に関する法律」又は関係法令に違反し、相当の期間を定めて是正を勧告しても是正されない場合。
  - ⑦第 22 条の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定によって本契約が解除されたときは、甲または乙は、相手方に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(賠償責任)

第 24 条 甲及び乙の従業員、または関係がある取引先が、本契約の定めに違反し、自らの責に帰すべき事由により相手方または受検者に損害を与えたときは、その損害につき、相手方または受検者に対し賠償する責任を負う。

(協議解決)

第 25 条 本契約に定めのない事項および本契約の解釈に疑義が生じた場合、甲と乙は、双方誠意をもって協議のうえ、これを解決する

(裁判所)

第 26 条 本契約に関して甲乙間で法律上の紛争が生じたときは、その紛争解決をするために、甲の所在地を所管する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則 本契約の規定は、本契約締結の日から適用する。

本契約の成立を証するために本契約書を 2 通作成し、両当事者記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 〒110-0005 東京都台東区上野 5-1-1  
公益財団法人 日本数学検定協会  
理事長 清水 静海

印

乙 住所 (〒 - )

提携機関名

氏名

印